

平成 29 年度 第 5 回 宇治市子ども・子育て会議 会議録

<日 時> 平成 30 年 3 月 19 日 (月) 14:00~16:00

<場 所> 宇治市役所 8 階 大会議室

<出席者> (委員:18 人出席/23 人中)

安藤会長、迫副会長、大西委員、岡本委員、小野委員、後藤委員、小林委員、篠原委員、松村委員、稲吉委員、上西委員、岸委員、北川委員、弓指委員、杉本委員、松井(明)委員、浅妻委員、松井(敏)委員

(事務局:16 人)

教育部 縄手教育総務課長、富治林学校教育課長、金久一貫教育課長、福山教育支援課長

福祉子ども部 澤田福祉子ども部副部長兼地域福祉課長、上道保育支援課長、田中保健推進課長、北尾子ども福祉課長、馬場保育支援課副課長、雲丹亀子ども福祉課副課長、山森子ども福祉課主幹、野口保育支援課計画係長、平山保育支援課保育支援係長、岡部子ども福祉課子育て企画係長、水野子ども福祉課子育て企画係主任、西村子ども福祉課子育て企画係主任

(傍聴者) 0 人

<会議内容>

1 開会

【会 長】定刻になりましたので、会議を開会します。なお、本日の会議は「宇治市子ども・子育て会議の会議の公開に関する要項」に基づいて公開としています。

・事務局より、会議の成立確認報告及び配付資料の確認。

2 議事

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について

・事務局より、資料 1「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について(平成 30 年度)」に基づき説明が行われた。

【委 員】槇島ひいらぎ保育園は、増築による定員増であることはわかるのですが、それ以外の施設では、増築をせずに定員が増えています。なぜ、このようなことが可能なのでしょうか。

【事務局】当該施設は、これまでから定員を超えて児童を受け入れていることもあり、また、今後も継続的に定員を超える見込みがあることから、必要な保育士を配置したうえで、現状に見合っ

た定員に見直すものです。定員を増やした後の児童数においても、必要な面積基準などは充足しています。

【委員】今回示されている平成 30 年度の定員数は、今子育てをされている方々にとって、具体的にどのような影響があるのですか。

【事務局】宇治市では、保育所等の待機児童が発生している中、保育所等の定員増や、家庭的保育・小規模保育といった地域型保育事業の拡充など、様々な方策で対策を講じています。こうした取り組みによって、今回お示ししているような定員増が実現しており、保護者の方々にとって、より保育所等に入りやすくなっていると言えるのではないかと考えています。

【委員】今、幼稚園は定員を割っているけれど、保育所等では足りていないという現状から、宇治市としてそうした取り組みをされているという理解でよろしいですか。

【事務局】宇治市全体としては、1号認定の子どもについては、実際に通われている児童数は、定員を下回っており、一方、2号・3号認定の子どもについては、ほぼ充足しているところです。しかし、2号・3号認定の子どもについては、ニーズに地域的・年齢的な偏在があり、待機児童が発生している要因であると考えています。そうした偏在に対応するために、取り組みを進めているということです。

【委員】具体的に、待機児童が発生している地域を教えてください。

【事務局】年度末に近づくにつれて、待機児童の数は多くなっていく傾向にあり、平成 30 年 3 月 1 日現在では、ほぼ全域で発生していますが、地域的には「宇治」・「神明」・「広野町」が多くなっており、次に「六地藏」・「木幡」が多い状況です。

(2) 宇治市保育所等入所選考基準（案）について

・事務局より、資料 2「宇治市保育所等入所選考基準（案）について」、資料 3「宇治市保育所等入所選考基準（案）」に基づき説明が行われた。

【委員】選考基準（案）は、とても良く考えて作成されていると思いますが、今後この基準を運用していくにあたって、社会情勢等とともにニーズが変わっていくことも想定されると思いますので、支障が出てきた場合などは、この基準に縛られることのないように、柔軟に対応いただきたいと思います。

【事務局】宇治市としては、初めてこうした基準を設けることとなります。他市の例なども参考に作成していますが、今、委員からご意見をいただきましたように、今後運用していく中で、修正・変更が必要な状況になれば、改めてこの会議でのご意見も伺いながら、必要に応じて見直しをしていきたいと考えています。

【委員】 就労日数・就労時間について、障害のある子どもを育てている保護者、とりわけ療育施設に並行通園している児童の保護者にとっては、入所選考基準の条件を満たすことが難しい状況にあります。発達に課題のある子どもにとって、保育所等での集団生活体験や、健常児とかかわることは、その子どもの成長に大きく影響があると言われています。ただ、子どものために働こうと思っても、なかなか条件に見合った仕事が見つからないのが現状です。療育手帳を持っている者は加点するなど、障害のある子どもがいる世帯に一定の配慮はされているようですが、就労の条件そのものについても配慮をしていただきたいと思います。

【事務局】 委員のご指摘のとおり、障害のある子どもを育てながら、一定の仕事をしていくことの難しさはあると考えています。就労日数の条件としては、週4日以上となっていますが、療育施設等に通う日数は、就労している日数として換算できるようにしています。なお、現在就労していない保護者については、求職活動中という扱いとなります。また、個別の状況に応じて、調整点数表の一番下、星印をつけている項目で、配慮ができないか検討していきたいと思っています。

【委員】 働きたいけれど働く場所がない、ということが問題だと思っています。今まで仕事をしていない方で、子どものためにいざ働こうと仕事を探しても、簡単には見つかりません。また、フルタイムで仕事をされている方も、週に2日、療育施設に通おうと思うと、仕事を辞めざるを得なくなります。障害のある子どもを育てていくには、子どもと仕事の間で、大きな葛藤があると思います。

【事務局】 委員のご指摘の部分を、この選考基準にどう文言で表現していくか、この場で即答はできませんが、一旦持ち帰り、検討したいと思います。

【委員】 選考基準表でいう「保護者」というのは、基本的に父と母ということによろしいですか。祖父母等が同居している場合は、祖父母等についても「保護者」に含まれるのでしょうか。

【事務局】 基本的に父と母が「保護者」となります。

【委員】 例は少ないかもしれませんが、父・母以外の保護者によって養育されている子どもはどうなりますか。

【事務局】 養父母等が実質子どもを養育している場合は、その養父母等が「保護者」となります。

【委員】 調整点数表にある、保護者が宇治市内の保育所・認定こども園で保育士・保育教諭として勤務している場合とありますが、これは認可保育施設に限ったものですか。認可外保育施設は含まれていないのですか。

【事務局】 保育所等における待機児童の解消を目的として、この調整点数を設定していますので、現時点では認可保育施設に限ったものとして考えています。

【委員】何点あれば保育所等に入所できる、という点数ラインはありますか。

【事務局】保育所等によって、子どもの申し込み数は様々ですので、申し込みが多い保育所等では、おのずと点数はあがっていきますし、逆に定員に満たない申し込み数であった場合は、わずかな点数でも入所できるということになりますので、一概に申し上げることは難しいと考えています。

【委員】この選考基準は公表されるのでしょうか。

【事務局】選考基準は公表する予定です。ただし、個別の申し込みに対して、どなたが何点だったのかということは、当該保護者の方以外には公表しない予定です。なお、入所された方の最低点は何点だったのかということについては、関東の自治体ではHPで公開しているところもありますが、宇治市としては、HPで公開しないまでも、保護者から問い合わせがあれば、何らかの対応をする必要があると考えています。

【会長】保育所等の入所選考基準については、祖父母等について、同居はもちろん、近くに住んでいても、選考の際に考慮されている自治体が今もありますが、宇治市の今回の案は、祖父母等を考慮しないという、一歩先に進んだ内容になっているのではないかと感じています。また、こうした入所選考基準を点数化する取り組みは、京都府下でも半数以下の自治体に留まっているのが現状です。全国的に、保育所等への入所が保留となった場合の、行政としての説明責任から、入所選考基準を点数化していく流れがありますが、どうしても点数だけではすべて解決できない問題が残ることも事実です。さらに、調整点数として、何点加算することが妥当なのかについても、調整が必要であると思います。いずれにしても、今後運用していく中で、必要な見直しをしていくということを前提に議論を進めていくことが大切だと思います。

【委員】色々と考えられたうえでの案だと思いますが、求職中の保護者には、子どもを保育所等に入所させることは難しいなという印象を受けました。月15日以上、一時預かりやファミリーサポートセンターを利用して、初めて加点されるようですが、その条件を満たそうとすると、経済的なことも含めて、かなり厳しいと思います。また、父がリストラに遭ったり、病気で働けなくなったりして、それまで仕事をしていなかった母が働かざるを得なくなるケースもあると思います。そういった場合は、何らかの配慮がされる仕組みはあるのでしょうか。

【事務局】求職中の方が、働いている方に比べて不利になることは、一定やむを得ない部分があると考えています。ただし、求職中の方でも「採用予定証明書」をご用意いただける方は、純粋な求職中の方よりも高い点数を設定しています。申し込みが多い施設を希望されると、入所できる可能性が下がりますので、保育支援課の窓口等でご相談をいただきながら、希望する施設を選んでいただければ、より入所しやすくなるものと考えています。また、倒産やリストラ等による主たる生計維持者の失業等の場合については、個別の状況に応じて、調整点数表

の一番下、星印をつけている項目で調整が可能か検討したいと考えています。

【委員】保育所等とは異なりますが、今後、学童保育についても選考基準を定めるのでしょうか。

【事務局】現時点で、学童保育において選考基準を定める予定はありません。

【委員】保育所等を卒園した児童が学童保育を申し込んだ際に、特に考慮はされないということですか。

【事務局】子どもが小学校に入り、学童保育を申し込まれた際に、それまで保育所等に通われていたかどうかは、特に考慮していません。子どもが小学校に入ったら仕事をしようと考えておられる保護者の方も多と思われることから、同じ条件として取り扱っています。また、学童保育は、保育所等とは異なり、学校の授業のある日は、授業終了後の時間帯のみ開設していますので、午後2時までに仕事が終わる方については、申し込みの条件としては認めていません。ただし、就労日数は、月15日以上という、保育所等と同等の条件としている部分もあります。このように、学童保育としての独自基準を設けている部分もありますが、一方で保育所等の基準を一部準用している部分もあります。

【会長】今回の保育所等の入所選考基準にある就労時間については、通勤時間は含まれるのですか。

【事務局】他の自治体では含めている例もありますが、地元で働いている保護者よりも、遠方まで通勤している保護者を優先するという事は、理解を得にくいのではないかと考えており、現時点では、通勤時間は考慮しないこととしています。

3 意見交換（グループワーク）

- ・これまでのグループワークとまとめとして、各グループから発表が行われた。

【グループ①「家庭を基盤にしながら地域で子どもが育つ支援のあり方」】

核家族化やスマートフォンの普及で、身近な人に子育てに関する相談をしなくなり、会ったこともない誰かの書き込みを信じて子育てをするといった、育児のスタイルそのものが変わってきている中、人が人として育っていくために大切なものは、やはり「家庭」や「地域」の中で身についていくものであると考えられる。そのためには、人が人を育てていけるような講座等を、身近な地域で地道に継続して開催していくことが必要である。

また、一口に子育て支援といっても、対症療法的な支援をするのではなく、あくまで自立していくための支援が重要であり、「子どもは家庭で育てていく」という基本を大切にしながら、改めてそれぞれの家庭に「子どもの衣食住」の基本が整っているかを確認し、足りていない部分をサポートしていけるような枠組みが必要であると思う。宇治市にこうした取り組みや枠組みを整えば、大人も子どもも、自ら考え、選択して行動できるようになり、大人も子どもも共に地域で学び育つことで、笑顔があふれる街になっていくのではないかと思う。

【グループ②「子どもの個性にあわせた就学前サービス・施設のあり方」】

障害のある子どもが、受けたサービスを受けられない、入りたい施設に入れないといった事例がどのくらいあるのかを把握し、それを改善していくという一つ一つの積み上げが、子どもの個性を受け入れていくということにつながっていくのではないかと思います。最も大切なことは、障害のある者とない者が共に学ぶことで共生社会を実現していこうという、いわゆる「インクルーシブ教育」を宇治市が宣言し、協力してくれる施設や地域の関係者とともに推進していくことができる環境づくりではないかと思います。何か困ったとき、課題にぶつかったときに、戻ることができる場所を、地域の中に、宇治市の中に増やしていくことが大事であると思う。地域というのは、そこにどんな人が住んで、何を目的に何をつくっていくかということに尽きる。そうした大人の姿を見せることで、そうした地域を増やすことで、多様性を受け入れることができる、しなやかな人間観が子どもたちに生まれ、大人も含めたすべての人たちにとって、幸福感や安心感を得ることができる街になっていくのではないかと思います。

【グループ③「子どもを育てやすい社会環境のあり方」】

SNSはもちろん、広報紙・チラシなど、つながるための媒体は色々あると思うが、まず保護者がどこかで誰かとつながっていることが大切である。そうした緩やかなつながりをきっかけに、イベントなどに参加し、顔を合わせ、情報交換をすることで、保護者の人間関係や考え方が広がり、子どもが育っていく環境が充実していくのではないかと思います。また、つながりの範囲としては、市全体を範囲とするには広すぎるので、もう少し小さな範囲とし、その中で、行政だけでなく事業者や団体・個人が情報を集約して発信する仕組みをつくり、受け手側もしっかり受け止めて吸収することで、地域でのつながりが深まっていくのではないかと思います。一人一人の大人が地域の様々な立場の大人たちがつながることで、保護者には子育てへの安心感が、子どもには地域への愛着が、それぞれ醸成され、子どもたちが笑顔で夢を持って育ち、将来宇治市のことを誇りに思えるような、そんな街になっていくのではないかと思います。

- ・事務局より、この間のグループワークへの謝辞。

4 その他

- ・事務局より、次回会議の日程について説明が行われた。

5 閉会